

DR21 05 付則 WF ウイングフォイルリング レーシング ルール

レース公示に明示されてる場合、ウイングフォイルリング コースレースはこの付則によって 2021-2024 セーリング競技規則に基づき実施しなければならない 競技規則に記された”艇”はその文章に沿って“ウイングフォイル”又は“艇”を意味する

注) レース以外のウイングフォイル競技(フリースタイル、ウェイブ、ビックエアースピード)の競技規則はこの付則に含まれてない

第2版 2024年.03月

(定義の変更)

定義クリアアスターン、クリアヘッド、オーバーラップ、マークルーム、タック、スターボード又はポート ゾーンを以下の通り変更する

クリアアスターンとクリアヘッド；オーバーラップ、艇体が他のウイングフォイルの最後部から真横に引いた線により後ろにある場合、そのウイングフォイルは相手のウイングフォイルのクリアアスターンにあるといい、相手のウイングフォイルはクリアヘッドに有ると言う

いずれのウイングフォイルもクリアアスターンでない場合 両ウイングフォイルはオーバーラップしているという、ただし2艇のウイングフォイルがオーバーラップしていることに妥当な疑いがある場合はオーバーラップしていないとみなされなければならない

これらの用語は同一タックのウイングフォイルには常に適用される

反対タックのウイングフォイルには両ウイングフォイルが真の風向に対し90度を超えた方向に搬送している場合にのみ適用される

(フィニッシュ) ウイングフォイルがスタート後、競技者が艇体に接触している状態で 艇体の一部、競技者、又は装備の何れかがコースサイドからフィニッシュラインを越えた時、そのウイングフォイルはフィニッシュしたとみなされます 但しフィニッシュラインを越えた後に以下の何れかを行った場合そのウイングフォイルはフィニッシュをして無いとみなされます

(a) ルール 44.2 に基づくペナルティーを受けた場合

(b) フィニッシュラインでコースを帆走する際の誤りを修正した場合

(c) コースを帆走し続けてた場合

(キープクリア/避けている) 以下の場合ウイングフォイルは航路権の有る
ウイングフォイルを避けているという

(a) 航路権を持つウイングフォイルが回避行動をとる必要なく自らのコースを
帆走出来る場合

(b) 航路権を持つウイングフォイルが両方向に航路を変えても直ぐに接触する事
なく帆走出来る場合

(マークルーム) ウイングフォイルがプロパーコースを帆走してはマーク
の求められた側をマークから遠のく事なく回航または通過する為のスペース

(スタート) ウイングフォイルがスタート信号後スタートラインのプレスタート
サイドに完全に入った後、艇体の一部、競技者、又は装備の何れかが
プレスタートサイドからコースサイドへとスタートラインを越えた時に
そのウイングフォイルはスタートしたと見なされます

(タック、スタボードまたはポート)

ウイングフォイルは競技者が通常の乗艇位置(ヒールサイドに乗り腕をクロスせず
両手でウイングを持った状態)にある場合前方となる手に応じて、スタボードタック
又はポートタックに有るといふ。競技者の右手が前方になる場合ウイングフォイル
はスタボードタックに有るといふ、左手が前方の場合ポートタックに有るといふ

(ゾーン) マークを中心とした半径 10m 以内の区域をゾーンと言う

艇体の一部がゾーンに入っている場合そのウイングフォイルはゾーンの中にいる
言う

(転覆) ウイングフォイルのウイングや競技者が水面や水中に有る時
そのウイングフォイルは転覆中と見なされる

WF 1 1 項の規則の変更

(変更は無い)

WF 2 2 項の規則の変更

13 タッキング中

規則 13 を削除する

WF 14(接触を避ける)

規則 14 を以下の様に変更する

可能な限りウイングフォイルは以下の行為意識しなければならない

(a) 他のウイングフォイルとの接触を避ける事

(b) ウイングフォイル同士の接触を引き起こさない事

(C) 避けるべき物体との接触を引き起こさない事

但し航路権を持つウイングフォイル、又は与えられるべきルームや

マークルーム内で帆走しているウイングフォイルは他のウイングフォイルが
クリアーにしているか、ルームやマークルームを与えて無い事が明らかに成る

までは接触を避ける行為を取る必要は有りません

16 (コースの変更)

規則 16 を次のとおり変更する

航路権のあるウイングフォイルがコースを変更する場合

相手のウイングフォイルに対して引き続き避けている為のルーム

を与えなければならない

17 (同一タックでのリーチングスタート前)

規則 17 を次とおりに変更する

予告信号時、最初のマークへ向かうコースが真の風向からはほぼ 90 度で

ある場合、スタート信号前の 1 分間に同一タックの他のウイングフォイル

の風下にオーバーラップしたウイングフォイルはそのオーバーラップが続いて

いる間は結果として相手のウイングフォイルが接触を避けるための回避行動を

とらなければならない。成る場合を除き、そのウイングフォイルはスタートライン

から最初のマークへの最短コースよりも風上を帆走してはならない。ただし、そう

する事により、直ちに他のウイングフォイルの後方を帆走する場合を除く

18 (マークルーム)

規則 18 を次のとおり変更する

18.1 (規則 18 が適用される場合)

規則 18 は複数のウイングフォイルが同一側でマーク通過する事が求められて

いる時、その内の一艇がゾーンに入っている場合に各ウイングフォイル間で

適用される。但し以下の場合には適用されない

(a) マークに向かうウイングフォイルとマークから離れるウイングフォイル間

(b) 最初のウイングフォイルがゾーンに達した際、反対タックに有るウイングフ

ォイルとの間

マークルームが与えられ、終わったとき以降、この艇間に規則 18 は適用されない

18.2 (マークルームを与えること)

(a) 最初のウイングフォイルがゾーンに到達した時

(1) 艇と艇がオーバーラップしている場合にはその時点で外側のウイングフォイル

はその時点で内側のウイングフォイルにそれ以降マークルームを与えなければ

ならない

(2) ウイングフォイルがオーバーラップしていない場合には、まだゾーンに達してない

ウイングフォイルがそれ以降マークルームを与えなければならない

(b) マークルームを得る資格があるウイングフォイルがゾーンから離れた場合には

マークルームを得る資格は終了し、両ウイングフォイルの位置関係に基づき必要

となる場合には、その時点で再び規則 18.2(a)が適用される

18.3 (ゾーン内でのタックの変更)

内側にオーバーラップしている航路権を持つウイングフォイルがプロパーコースを帆走するために マークにおいてタックを変えなければならない場合
そのウイングフォイルはタックを変えるまではそのコースを帆走するために必要とする以上マークから離れて帆走してはならない
規則 18.3 はゲートマークやフィニッシュマークに於いては適用されません

D 節—前文

D 節の前文を次のとおり変更する

2 艇のウイングフォイル間に規則 21 または 22 が適用される場合

A 節及び C 節の規則は適用されない

21 (スタートの誤り、ペナルティーの履行)

規則 21.3 を次のとおり変更する

21.3 スタート信号前の 1 分間に停止したり大幅な減速をしたりした

ウイングフォイル、又は明らかに前進をいていないウイングフォイルは偶発的に転覆をした場合を除き、他のすべてのウイングフォイルを避けていなければならない

22 (転覆、座礁、救助)

規則 22 を次のとおり変更する

可能な限り、ウイングフォイルは転覆しているか、座礁しているか または危険な状態にある人員または船舶を救助しようとしているウイングフォイルを回避しなければならない

WF 3 第 3 章の規則の変更

26 (レースのスタート)

規則 26 を次のとおり変更する

レースは次の信号を用いてスタートさせなければならない、計時は視覚信号から行わなければならない、音響の不発は無視されなければならない

スタート信号までの分数	視覚信号	音響信号	意味
3	クラス旗掲揚	一声	予告信号
2	U 旗 or 黒色旗掲揚	一声	準備信号
1	U 旗 or 黒色旗降下	長音一声	スタート 1 分前
0	クラス旗降下	一声	スタート信号

29 (リコール)

規則 29.1 を削除する

30 (スタートのペナルティー)

規則 30.1 と 30.2 を削除する

規則 30.3 と 30.4 では“ハル(艇)”は (ウイングフォイル、競技者、又は装備) に読み替えられる

規則 30.4 ”セール番号”を”競技者”に変更する

WF 4 第 4 章の規則の変更

42 (推進方法)

規則 42 を次のとおり変更する

42.1(原則)

規則 42.2 により認められている場合を除きウイングフォイルはそのスピードを増し、持続し、または減速するために 風と水のみを用いて競技しなければならない

42.2 (例外)

- (a) ウイングフォイルは艇に乗っている競技者自らの動作によって推進させなければならない
- (b) 競技者は転覆中に泳ぐ、歩く、またはパドリングしても良い
ただしウイングフォイルがそのレースにおいて明らかな有利を得ない場合に限る
- (c) 危険な状態にある人員または他の船舶を救助するためには
どの様な推進方法を用いてもよい

43 (免罪)

新たな規則 42.1(d)を追加する

- (d) ウイングフォイルが規則 15 に違反したが接触がなかった場合には
免罪されなければならない

44 (インシデント時のペナルティー)

規則 44.1 を次のとおり変更する

44.1 ペナルティーの履行

レース中に 1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則または規則 31 に違反したかももしれないウイングフォイルは規則 44.2 に従って受ける事が出来ます

- (a)ウイングフォイルが同一のインシデントで第2章の規則と規則31に違反した場合、規則31違反によるペナルティーを履行する必要はない
 - (b)ウイングフォイルが傷害、損傷を引き起したり、違反によりペナルティーを履行したとしても、そのレースまたはシリーズにおいて明らかに有利となったりあるいは他のウイングフォイルに明らかな不利を与えた場合には、そのウイングフォイルのペナルティーは自らリタイアする事でなければならない
- 44.2 ウイングフォイルはインシデントが有った場合出来る限り速く他のウイングフォイルからクリアーと成りペナルティー受けます
- (a)風上以外の方向に進んでいた時はペナルティーは直ぐに“タック”と“ベアウエー”をしこの時 真の風を90°以上向きを変えてその後コースへ戻る事
 - (b) 風上に進んでいる時はペナルティーは直ぐに“ジャイブ”しクローズホールドコースまでラフをする事
- 44.3 フィニッシュライン近くでのペナルティーの履行する場合はフィニッシュをする前にフィニッシュラインのコースサイドに完全に移動してからペナルティーを履行する事
- 50 (競技者の衣類と装備)
- 規則50.1(a)を次のとおり変更する
- (a) 競技者は重さを増す目的で衣類または装備を着用したり身に付けてはならない、ただし競技者は容量1リットル以上で満杯時1.5kgを超える事のない飲料容器を着用することができる
- (削除する第4章の規則)
- 規則45,48,50.2,51,52,54,55,56.1を削除する
- WF5 第5章の規則の変更
- 63 (審問)
- 新たな規則63.10を追加する
-
- 63.10 エルミネーションシリーズのレースに於いては大会のその後のステージへの予選となるエリミネーション中は規則61.2及び65.2を削除し、規則63.6を次のよう変更する
-
- 63.6 抗議及び救済の要望は書面である必要はなく、そのレースの後出来るだけ

速やかに、口頭でプロテストメンバーに対して行わなければならない
プロテスト委員会は適切であると考えられる方法で証言を得ることができ
その判決を口頭で伝える事が出来る

64 (判決)

規則 64.4(a)と 64.(b)を以下のとおり変更する

- (a) プロテスト委員会は許容される製造公差を超える差異が、損傷または通常の損耗に起因するもので、ウイングフォイルの性能を改善していないと認定した場合、そのウイングフォイルにペナルティーを課してはならない
ただし、そのウイングフォイルは差異が修正されうまは再度レースをしてはならない、ただしプロテスト委員会が修正を行う適切な機会がない、または無かったと判定した場合を除く
- (b) プロテスト委員会はウイングフォイルの計測に関する事項、クラス規則の解釈、またはウイングフォイルの損傷に関する事項に疑問がある場合、その解釈に対して責任のある機関に当該の事実と共に疑問を照会しなければならない。判決を行うさいには、プロテスト委員会は、その機関の回答に従わなければならない

70 (各国連盟への上告と要請)

新たに規則 70.7 を追加する

70.7 上告はエリミネーションシリーズで行う種目や競技では認められない

WF 6 第 6 章の規則の変更

(変更はない)

WF 7 第 7 章の規則の変更

90 (レース委員会、帆走指示書、得点)

規則の 90.2 (c)の最後の文章を次のとおり変更する

口頭による指示は帆走指示書にその手順が記載されている場合のみ
に行うことができる

WF 8 (付則 A の変更)

A1 レース数、総合得点

規則 A1 を次のとおり変更する

予定されているレース数とシリーズが成立するに完了が必要なレース数を
レース数をレース公示または帆走指示書に記載しなければならない、
その大会が複数の種目または競技形式を含む場合には 総合得点の算出方法を
レース公示または帆走指示書に記載しなければならない

A5 レース委員会により決定される得点

規則 A 5.2 を次のとおり変更する

A5.2 スタートしなかった、コースの帆走をしなかった、フィニッシュしなかったリタイヤした、また失格とされた、ウイングフォイルにはシリーズに参加したウイングフォイルの艇数、またはエリミネーション・シリーズのレースでは そのヒートにおけるウイングフォイルの艇数に 1 を加えたフィニッシュ順位の得点を記録しなければならない

WF 9 (付則 G の変更)

付則 G を次のとおり変更する

すべてのウイングフォイルは以下のとおり識別されなければならない

(a)各競技者は 3 桁以内の個人別競技番号を付されたビブを支給され着用しなければならない、

ビブは競技者番号が明確に表示されるように意図されとおり着用しなければならない

(b)その番号はビブの前後両面および両袖のできるだけ高い位置に表示しなければならない、その番号は背中少なくとも 20cm, 前面及び両袖は少なくとも 6cm の高さでなければならない

(C) その番号はアラビア数字で全文字が同一の単色で明瞭に判読可能でヘルヴェティカ体と同等かそれ以上判読しやすい 一般に市販されている活字書体を用いてなければならない
番号の色はビブの色と際立つ色でなければならない